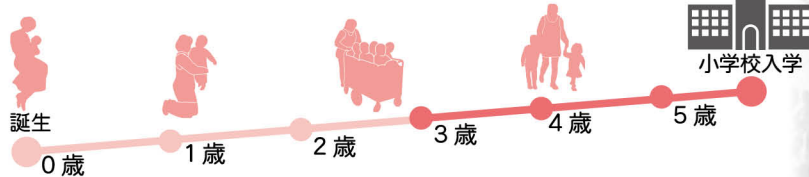


10月から
スタート

幼児教育・保育の無償化



幼稚園、保育所、 認定こども園

などを利用している人

■対象・利用料

3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。新制度に移行していない幼稚園は、月額25,700円を上限として利用料が無償化されます。
※企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化の対象。

■無償化の期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

※幼稚園は、入園の時期に合わせて満3歳から無償化
※住民税非課税世帯は、0歳から2歳までの子どもの利用料も無償化されます。

■注意事項

これまで利用料に含まれていた食材費（おかず、おやつなど）や通園送迎費、行事費などは、無償化の対象になりません。これまでどおり保護者負担です。

私立保育所、認定こども園を利用している保護者は、10月以降食材費が保育所（園）から徴収されることになります。公立保育所は市が徴収します。

幼稚園の預かり保育

を利用している人

■対象・利用料

「保育の必要性の認定」を受けた子どもの利用料が無償化されます。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額11,300円を上限として預かり保育の利用料が無償化されます。

■申請方法

通園している幼稚園を通じて申請する。

※「保育の必要性の認定」の要件には、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
※「保育の必要性の認定」は、市教育課が行います。

認可外保育施設

などを利用している人

■対象・利用料

「保育の必要性の認定」を受けた子どもの利用料が無償化されます。

3歳から5歳までの子どもは月額37,000円を上限として、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円を上限として利用料が無償化されます。
※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業も対象です。すでに幼稚園や保育所などを利用している人は対象外です。

■申請方法

通園している保育施設を通じて申請する。

※「保育の必要性の認定」の要件には、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
※「保育の必要性の認定」は、市子ども未来課が行います。

障がい児通園施設

などを利用している人

■対象・利用料

3歳から5歳までの障がいのある子どもたちの利用料が無償化されます。

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援が対象です。

■注意事項

利用者負担以外の費用（医療費や食事費など）は、これまでどおり保護者負担です。

※詳しくはお問い合わせください。

【保育所、認定こども園（保育部門）、認可外保育施設】
問 市子ども未来課保育所係（☎ 28-7566）

【幼稚園、認定こども園（幼稚園部門）】

問 市教育課学校教育係（☎ 22-2333）

【障がい児通園施設】

問 市福祉事務所障がい者福祉係（☎ 28-7551）